

第1回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 事項書

平成29年9月29日

201委員会室

1 座長及び副座長等の確認について

2 今後の進め方等について

3 他県等の導入事例について

4 次回の日程について

5 その他

<配付資料>

資料1 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議名簿

資料2 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議の設置について

資料3 政務活動費後払いの議会の概要

資料4 政務活動費に関する事務フロー図

## 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議名簿

役 職	名 前	会 派 名
座 長	藤田 宜三 議員	新政みえ
副座長	小林 正人 議員	自民党
委 員	日沖 正信 議員	新政みえ
委 員	廣 耕太郎 議員	新政みえ
委 員	村林 聡 議員	自民党
委 員	石田 成生 議員	自民党
委 員	大久保孝栄 議員	鷹山
委 員	稲森 稔尚 議員	草の根運動いが
委 員	野村 保夫 議員	青峰

## 「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」 の設置について

平成29年9月21日の議会改革推進会議役員会において、政務活動費の後払いに関する検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

### 1 名称

「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」

### 2 目的

政務活動費の後払いに関する検討を行い、結果を取りまとめる。

### 3 構成

○9名の委員で構成する。

(新政みえ3名、自民党3名、その他会派3名)

○正副座長については、議会改革推進会議役員から選出する。

(座長は藤田宜三議員、副座長は自民党から)

### 4 その他

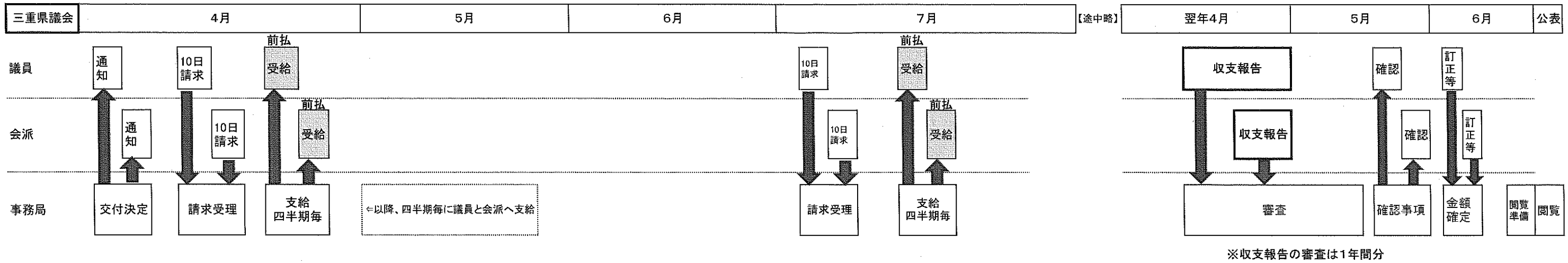
検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

○政務活動費後払いの議会の概要

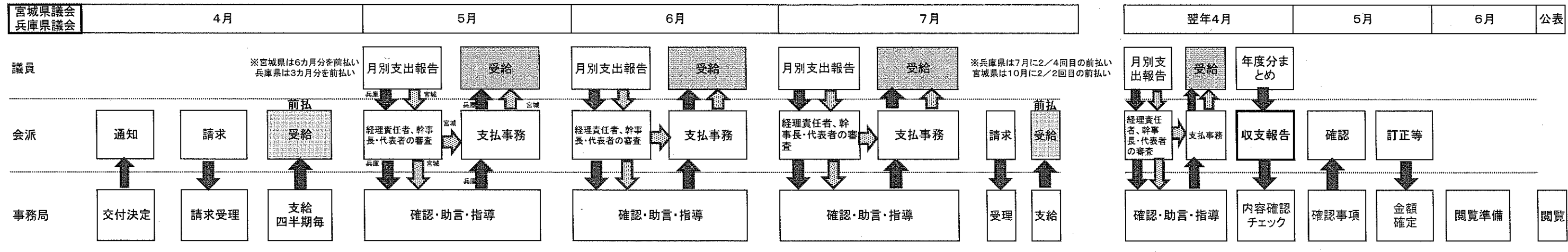
資料3

県市名	会派構成	政務活動費	支払方法 ①県からの支払い ②会派からの支払い	証拠書類確認	備考
宮城県	自由民主党・県民会議(30) みやぎ県民の声(10) 日本共産党宮城県会議員団(8) 公明党県議団(4) 社民党県議団(2) 無所属の会(2) 21世紀クラブ(1) 無所属(1) 【8会派:58人】	35万円/月×人数(会派へ)	①年2回 会派へ前払い ②毎月 会派→議員へ後払	会派:毎月 事務局:毎月	会派経理責任者及び幹事長が審査
栃木県	とちぎ自民党議員会(31) 民進党・無所属クラブ(8) 公明党栃木県議会議員会(3) 県民クラブ(3) 日本共産党栃木県議団(1) さわやか未来クラブ(1) 静和の会(1) 【7会派:48人】	30万円/月×人数(会派へ)	①年4回 会派へ前払い ②毎月 会派→議員へ後払	会派:毎月 事務局:確認依頼の都度随時 政務活動費調査会(公認会計士1、弁護士1):四半期ごとに抽出調査、年度末総括調査	会派経理責任者がチェック
静岡県	自民改革会議(38) ふじのくに県民クラブ(20) 公明党静岡県議団(5) 無所属の会・責任世代(2) 無所属(共産党含む)(2) 【5会派:67人】	45万円/月×人数(会派へ)	①毎月 会派へ前払い ②時期は会派で異なる 会派→議員へ後払	会派:毎月・随時 事務局:概ね四半期毎	会派経理責任者と代表者が確認
兵庫県	自由民主党(45) 公明党・県民会議(13) ひょうご県民連合(11) 維新の会(8) 日本共産党(5) 無所属(4) 【6会派:86人】	45万円/月×人数(会派へ)	①年4回 会派へ前払い ②毎月 会派→議員へ後払	会派:毎月 事務局:毎月 政務活動費調査等協議会(公認会計士1、護士1、大学教授1):判断が困難な事案の意見を聞く等	会派経理責任者及び代表者が審査・指導 政務活動費調査等協議会は毎年、各会派代表者会議と意見交換
徳島県	徳島県議会自由民主党(27) 新風・民進クラブ(4) 日本共産党(3) 公明党県議団(2) 和の会(1) 【5会派:37人】	20万円/月×人数(会派へ)	①年4回 会派へ前払い ②年4回 会派→議員へ後払	会派:四半期毎 事務局:四半期毎	会派代表者及び経費責任者が審査
三重県	新政みえ(21) 自民党(17) 鷹山(3) 公明党(2) 日本共産党(2) 能動(1) 大志(1) 草の根運動いが(1) 青峰(1) 【9会派:49人】	15万円/月×人数(会派へ) 18万円/月(議員へ)	①年4回 会派と議員へ前払	年度末(年度途中で事務局に相談している議員あり)	会派経理責任者は会派分をとりまとめ
四日市市	新風創志会(8) 政友クラブ(7) リベラル21(7) 公明党(5) 市民会議(3) 日本共産党(3) 【6会派:33人】	7万円/月×人数(会派へ)	①毎月 会派へ後払い ②毎月 会派→議員へ振込	会派:毎月 事務局:毎月支出審査	会派経理責任者が領収書等証拠書類を確認・集計し請求。(前金払い契約が必須のもの等やむを得ない事例は前払い可)

○政務活動費に関する事務フロー図



<会派→議員へ間接後払>



<後払>

